

---

## 令和4年度第6回岩手県公共事業評価専門委員会

日 時 令和5年2月9日（木）14：30～15：00

場 所 岩手県水産会館 5階 中会議室

### 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和5年度岩手県公共事業評価専門委員会の開催予定について
- (2) 公共事業評価実施要領及び評価基準の一部改正について
- (3) その他

3 閉 会

## 岩手県公共事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
石 川 奈 緒	岩手大学理工学部 准教授	土木環境	
伊 藤 幸 男	岩手大学農学部 准教授	林政学	
小笠原 敏 記	岩手大学理工学部 教授	海岸工学	専門委員長
清 水 真 弘	堤研一事務所 公認会計士・税理士	企業会計	
谷 本 真 佑	岩手大学理工学部 助教	交通工学	
武 藤 由 子	岩手大学農学部 准教授	農業土木	副専門委員長

(敬称略)

令和4年度第6回岩手県公共事業評価専門委員会

配付資料一覧

- 資料 No. 1 令和5年度岩手県公共事業評価専門委員会の開催予定について
- 資料 No. 2 公共事業評価実施要領及び評価基準の一部改正について
- 参考資料 公共事業評価の答申への対応方針について



## 令和5年度岩手県公共事業評価専門委員会の開催予定について

## 1 審議案件

## ○再評価結果の審議

令和5年度に再評価を予定している事業地区は12地区。(下表参照)

第1回委員会において、再評価対象全地区の概要説明を行い、第2回委員会以降で詳細審議を行う地区を選定します。

番号	課名	事業名	路線名等	箇所名	総事業費 (単位:百万円)	事業着手 年度	事業完了 予定年度	再評価の 要件※	令和4年 度末の進 捗率(%)
農林水産部									
1	農村建設課	経営体育成基盤整備事業	星山・犬吠森	紫波町	3,835	H26	R7	②	78
2	農村建設課	中山間地域総合整備事業 (生産基盤)	霞沢	一関市	1,890	H26	R6	②	72
3	農村建設課	中山間地域総合整備事業 (生活、一般、広域)	愛宕	奥州市	3,441	H26	R6	②	67
4	森林保全課	林道整備事業	花見舟打線	二戸市	600	H26	R5	②	56
5	森林保全課	林道整備事業	三田貝線	岩泉町	800	H21	R5	③	84
6	森林保全課	林道整備事業	大松沢線	陸前高田市	796	H21	R5	③	93
7	森林保全課	林道整備事業	鎌峯沢線	陸前高田市	1,170	H22	R7	⑤	95

## 県土整備部

1	道路建設課	地域連携道路整備事業 (地域密着型)	(主)花巻北上線	黒岩	1,000	H21	R8	③	51
2	河川課	広域河川改修事業	千厩川(中流)	一関市	4,160	S43	R7	③	94
3	河川課	広域河川改修事業	夏川	一関市	4,251	H20	R10	③	35
4	河川課	治水施設整備事業	和賀川	西和賀町	1,097	H26	R15	②	55
5	砂防災害課	県単砂防事業	小本川水系	岩泉町 沢川目の沢	211	H26	R6	②	77

## ※再評価の要件

- ① 事業に着手した年度から起算して5年度内に未着工の事業
- ② 事業に着手した年度から起算して10年度内に完了が見込まれない事業(再評価を行う翌年度内に完了が見込まれるものは除く。)
- ③ 再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度又は10年度内に完了する見込みがない事業(再々評価)(再評価を行う翌年度内に完了が見込まれるものは除く。)
- ④ 事業の準備又は実施計画に係る調査に要する費用が予算に計上された年度から起算して5年度内に事業に着手する見込みがない事業(地域高規格道路及びダム事業に限る)
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、事業計画の重要な変更等により、再評価を実施する必要があると判断した事業(随時再評価)
- ⑥ 国の補助に係る事業の評価に関して国から別に指針等が示された場合で、当該指針等に従って評価を実施する必要があると判断した事業(随時再評価)

## 2 報告案件

## ○事後評価結果の報告(2件)

R5	農業農村整備事業	畑地帯総合整備事業	東奥中山地区	一戸町	畑かん施設 415ha 排水路 5,710m 農道 3,379m 環境保全施設 1式	2,189,254	H14	H30	H13	H27
	道路事業 (道路環境)	道路環境改善事業 (交通安全施設整備)	一般県道 藤沢大籠線	一関市藤沢 町保呂羽	歩道設置L=1,500m	272,981	H23	R1	H22	-

### 3 年間スケジュール

開催時期	専門委員会	再評価 (審議)	事後評価 (報告)	備考
6月	第1回専門委員会	○		概要説明 詳細審議案件の選定
7月	第2回専門委員会	○		詳細審議
8月	第3回専門委員会（現地調査）	○		継続審議・現地調査
9月	第4回専門委員会	○	○	継続審議・事後評価報告
10月	第5回専門委員会	○		継続審議・答申案検討
2月	第6回専門委員会			翌年度スケジュール等

※ 審議等の進捗状況に応じて、時期及び審議回数は変更する場合があります。

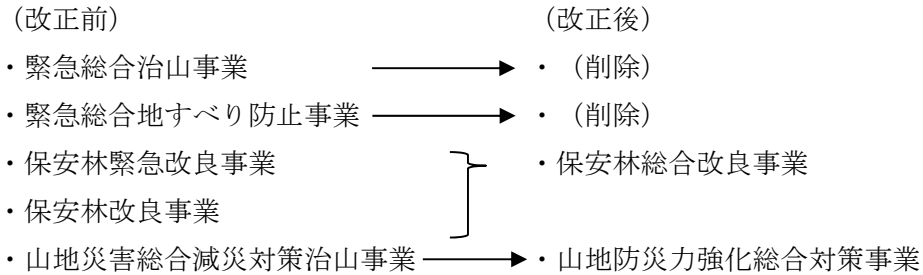
公共事業評価実施要領及び評価基準の一部改正について

1. 公共事業評価実施要領の一部改正について

公共事業評価実施要領で定める対象事業について、一部改正を行うもの。

(1) 治山事業

国において事業の統廃合及び改称を行ったことから、次の事業を整理するもの。



2. 公共事業評価に係る評価基準の一部改正について

(1) 農業農村整備事業

【対象事業：中山間地域総合整備事業（生産基盤）、農地環境整備事業】

上記事業の「緊急性」の評価指標である「耕作放棄地率」について、従来、農林業センサスのデータを使用して算出していたところ、2020年農林業センサスから耕作放棄地面積に係る調査が実施されなくなったことから、今後、各市町村の農業委員会が取りまとめる類似データを用いて算出しようとするもの。

算出方法の変更に伴い、農業委員会が取りまとめるデータでは1号遊休農地のみを把握しているため、「耕作放棄地率」の値が小さくなることから、直近のデータに基づき区分の見直しについて検討し、県平均値が中間点となるよう次のとおり区分を変更する。

現行の区分		改正案	
	配点		配点
・ 7%以上	10.0	・ 5%以上	10.0
・ 6%以上～7%未満	8.0	・ 3%以上～5%未満	7.5
・ 5%以上～6%未満	6.0	・ 1%以上～3%未満	5.0
・ 4%以上～5%未満	4.0	・ 1%未満	2.5
・ 4%未満	2.0		

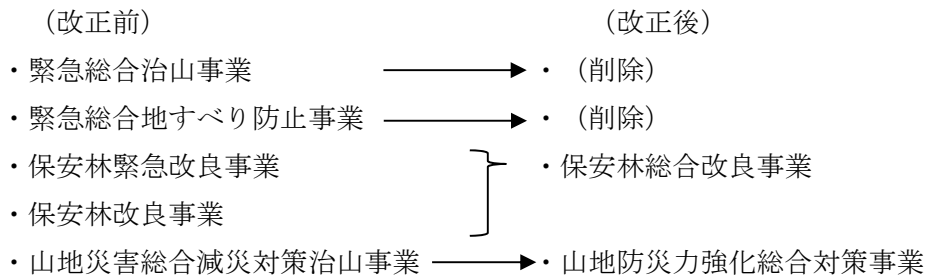
県平均値 5.4% (2015年農林業センサス)      県平均値 1.3% (R4.4 農業委員会調べ)

※ 農業委員会調べの数値は、各市町村が公表している「最適化活動の目標の設定等」の数値を使用。

※ 耕作放棄地率の算出方法：「耕作放棄地面積／耕作放棄地面積＋耕地面積」

## (2) 治山事業

国において事業の統廃合及び改称を行ったことから、次の事業を整理するもの。

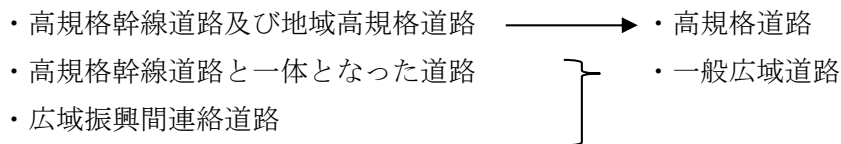


## (3) 道路整備事業

【対象事業：地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）、地域連携道路整備事業（地域密着型）、地域道路整備事業（地域密着型）】

令和3年度に策定した岩手県新広域道路交通計画において、国が示す新たな広域道路の位置付けを反映させたことから、その定義に合うよう文言を修正するもの。

(改正前：従前の広域道路の定義に基づく区分) (改正後：新たな広域道路の定義に基づく区分)



## 3. 施行日

令和5年4月1日

※詳細は別添新旧対照表のとおり。



改正前  
公共事業評価実施要領

別表1

公共事業評価対象事業一覧

※令和4年4月1日から施行する。

農林水産部

番号	事業名
1	かんがい排水事業
2	農業用水再編対策事業
3	地域水田農業支援排水対策特別事業
4	経営体育成基盤整備事業(※)
5	土地改良総合整備事業
6	畑地帯総合整備事業
7	中山間地域総合整備事業(生産基盤)(※)
8	中山間地域総合整備事業(生活、一般、広域)
9	農地環境整備事業
10	農道整備事業(※)
11	地域用水環境整備事業
12	ふるさと水と土ふれあい事業
13	防災ダム事業
14	水質保全対策事業
15	農村災害対策整備事業
16	農村地域防災減災事業
17	復旧治山事業
18	緊急予防治山事業
19	地すべり防止事業
20	防災林造成事業
21	保安林緊急改良事業
22	流域保全総合治山事業
23	保安林改良事業
24	山地災害重点地域総合対策事業
25	緊急総合治山事業
26	流木防止総合対策事業
27	緊急総合地すべり防止事業
28	予防治山事業
29	地域防災対策総合治山事業
30	機能強化・老朽化対策事業(※)
31	森林土木効率化等技術開発事業
32	林地荒廃防止事業
33	山地災害総合減災対策治山事業
34	共生保安林整備事業
35	保安林管理道整備事業
36	県単治山事業(崩壊地復旧)
37	林道整備事業
38	漁港整備事業(※)
39	漁場整備事業(※)
40	漁業集落環境整備事業

(※)施設の維持管理を目的とする事業箇所について評価対象外

別表2 [略]

備考 ・事業の統廃合及び改称 ・改正部分は下線の部分

改正後  
公共事業評価実施要領

別表1

公共事業評価対象事業一覧

※令和5年4月1日から施行する。

農林水産部

番号	事業名
1	かんがい排水事業
2	農業用水再編対策事業
3	地域水田農業支援排水対策特別事業
4	経営体育成基盤整備事業(※)
5	土地改良総合整備事業
6	畑地帯総合整備事業
7	中山間地域総合整備事業(生産基盤)(※)
8	中山間地域総合整備事業(生活、一般、広域)
9	農地環境整備事業
10	農道整備事業(※)
11	地域用水環境整備事業
12	ふるさと水と土ふれあい事業
13	防災ダム事業
14	水質保全対策事業
15	農村災害対策整備事業
16	農村地域防災減災事業
17	復旧治山事業
18	緊急予防治山事業
19	地すべり防止事業
20	防災林造成事業
21	保安林総合改良事業
22	流域保全総合治山事業
23	(削除)
23	山地災害重点地域総合対策事業
25	(削除)
24	流木防止総合対策事業
27	(削除)
25	予防治山事業
26	地域防災対策総合治山事業
27	機能強化・老朽化対策事業(※)
28	森林土木効率化等技術開発事業
29	林地荒廃防止事業
30	山地防災力強化総合対策事業
31	共生保安林整備事業
32	保安林管理道整備事業
33	県単治山事業(崩壊地復旧)
34	林道整備事業
35	漁港整備事業(※)
36	漁場整備事業(※)
37	漁業集落環境整備事業

(※)施設の維持管理を目的とする事業箇所について評価対象外

別表2 [略]

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">公共事業評価に係る評価基準について</p> <p>「公共事業評価実施要領（平成16年4月22日制定）」第5の規定に基づき公共事業評価に係る評価基準を次のとおり定める。</p> <p>1 公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点（別記1） [略]</p> <p>なお、対象となる事業は下記のとおり 【農林水産部所管】 [略]</p> <p>(10) 復旧治山事業、緊急予防治山事業、山地災害重点地域総合対策事業、<u>緊急総合治山事業</u>、<u>流木防止総合対策事業</u>、予防治山事業、地域防災対策総合治山事業、県単治山事業（崩壊地復旧）、<u>山地災害総合減災対策治山事業</u>、森林土木効率化等技術開発事業、機能強化・老朽化対策事業、林地荒廃防止事業</p> <p>(11) 地すべり防止事業、<u>緊急総合地すべり防止事業</u>、「山地災害の復旧及び防止を目的とする事業」の中で地すべり性のもの</p> <p>(12)～(13) [略]</p> <p>(14) 防災林造成事業、<u>保安林緊急改良事業</u>、<u>保安林改良事業</u>、共生保安林整備事業 [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">公共事業評価に係る評価基準について</p> <p>「公共事業評価実施要領（平成16年4月22日制定）」第5の規定に基づき公共事業評価に係る評価基準を次のとおり定める。</p> <p>1 公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点（別記1） [略]</p> <p><u>（令和5年●月●日一部改正、令和5年4月1日から施行）</u></p> <p>なお、対象となる事業は下記のとおり 【農林水産部所管】 [略]</p> <p>(10) 復旧治山事業、緊急予防治山事業、山地災害重点地域総合対策事業、<u>（削除）</u>流木防止総合対策事業、予防治山事業、地域防災対策総合治山事業、県単治山事業（崩壊地復旧）、<u>山地防災力強化総合対策事業</u>、森林土木効率化等技術開発事業、機能強化・老朽化対策事業、林地荒廃防止事業</p> <p>(11) 地すべり防止事業、<u>（削除）</u>「山地災害の復旧及び防止を目的とする事業」の中で地すべり性のもの</p> <p>(12)～(13) [略]</p> <p>(14) 防災林造成事業、<u>保安林総合改良事業</u>、共生保安林整備事業 [略]</p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考 ・事業の統廃合及び改称 ・改正部分は下線の部分</p>	

改正前				
別記1 関連				
対象事業	・中山間地域総合整備事業(生産基盤) ・農地環境整備事業			
評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考
必 要 性 (25点)	(1)水田の生産性(市町村) (10点)	・特に優(3項目以上該当) ・優(2項目該当) ・平均的(1項目該当) ・劣(該当なし)	10 7.5 5 2.5	①1等米比率が県平均以上、②米の単収が県平均以上、③経営体の水田耕地利用率が県平均以上、④水田経営体のうち認定農業者の割合が県平均以上
	(2)特定地域振興 (10点)	・2つ以上指定 ・1つ指定 ・指定なし	10 5 0	①過疎又は準過疎地域、②振興山村地域、③特定農山村地域
	(3)農地の傾斜率 (5点)	・1/20未満 ・1/20以上～1/60未満 ・1/60以上～1/100未満 ・1/100以上	5 4 3 2	
重 要 性 (15点)	(1)地域振興計画等との整合性 (5点)	・4項目該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当 ・該当なし	5 3.75 2.5 1.25 0	①市町村発展計画に記載されている、②市町村農振計画と整合が図られている、③市町村の奨励作物を営農計画に位置付けている、④事業管理計画に記載されている
	(2)中心経営体に占める認定農業者の割合(市町村) (10点)	・85%以上 ・75%以上～85%未満 ・65%以上～75%未満 ・55%以上～65%未満 ・55%未満	10 8 6 4 2	
緊 急 性 (20点)	(1)他事業との関連 (5点)	・進捗調整が必要な事業(河川工事、道路工事)あり ・目的を一つとする関連事業(他事業との兼ね合いで早期の効果発現が求められるもの:農業関係の基盤整備、施設整備事業等)あり ・事後に実施される他の事業等で取得する用地(道路、公園、農業施設用地等)の創設あり ・該当なし	5 3.33 1.66 0	
	(2)営農上の緊急性 (5点)	・7項目以上該当 ・5～6項目該当 ・3～4項目該当 ・1～2項目該当 ・該当項目なし	5 3.75 2.5 1.25 0	①耕作道が幅員不足、②畦畔が低く排水管理が出来ない、③排水機能の不備により塩田化、④排水路が断面不足、⑤用水の漏水あり、⑥用水確保が不安定、⑦施設の維持管理費が増加傾向、⑧耕作放棄地が増加傾向、⑨その他の支障
	(3)耕作放棄地率 (10点)	・7%以上 ・6%以上～7%未満 ・5%以上～6%未満 ・4%以上～5%未満 ・4%未満	10 8 6 4 2	
効 率 性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (10点)	・1.09以上 ・1.06～1.08 ・1.03～1.05 ・1.00～1.02 ・1.00未満	10 7.5 5 2.5 0	
	(2)10aあたり事業費 (10点)	・1,900千円未満 ・1,900千円以上～2,150千円未満 ・2,150千円以上～2,400千円未満 ・2,400千円以上～2,650千円未満 ・2,650千円以上	10 8 6 4 2	
熟 度 (20点)	(1)同意率 (10点)	・99%以上 ・94%以上～99%未満 ・91%以上～94%未満 ・2/3以上～91%未満 ・2/3未満	10 7.5 5 2.5 0	
	(2)推進組織の活動状況 (5点)	・非常に積極的 ・積極的 ・普通 ・劣る ・大いに劣る	5 3.75 2.5 1.25 0	別紙「農業農村整備事業に係る評価指標の具体的な評価区分」参照
	(3)市町村の支援体制 (5点)	・非常に積極的 ・積極的 ・普通 ・劣る ・大いに劣る	5 3.75 2.5 1.25 0	別紙「農業農村整備事業に係る評価指標の具体的な評価区分」参照
計(100点)				

改正後				
別記1 関連				
対象事業	・中山間地域総合整備事業(生産基盤) ・農地環境整備事業			
評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考
必 要 性 (25点)	(1)水田の生産性(市町村) (10点)	・特に優(3項目以上該当) ・優(2項目該当) ・平均的(1項目該当) ・劣(該当なし)	10 7.5 5 2.5	①1等米比率が県平均以上、②米の単収が県平均以上、③経営体の水田耕地利用率が県平均以上、④水田経営体のうち認定農業者の割合が県平均以上
	(2)特定地域振興 (10点)	・2つ以上指定 ・1つ指定 ・指定なし	10 5 0	①過疎又は準過疎地域、②振興山村地域、③特定農山村地域
	(3)農地の傾斜率 (5点)	・1/20未満 ・1/20以上～1/60未満 ・1/60以上～1/100未満 ・1/100以上	5 4 3 2	
重 要 性 (15点)	(1)地域振興計画等との整合性 (5点)	・4項目該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当 ・該当なし	5 3.75 2.5 1.25 0	①市町村発展計画に記載されている、②市町村農振計画と整合が図られている、③市町村の奨励作物を営農計画に位置付けている、④事業管理計画に記載されている
	(2)中心経営体に占める認定農業者の割合(市町村) (10点)	・85%以上 ・75%以上～85%未満 ・65%以上～75%未満 ・55%以上～65%未満 ・55%未満	10 8 6 4 2	
緊 急 性 (20点)	(1)他事業との関連 (5点)	・進捗調整が必要な事業(河川工事、道路工事)あり ・目的を一つとする関連事業(他事業との兼ね合いで早期の効果発現が求められるもの:農業関係の基盤整備、施設整備事業等)あり ・事後に実施される他の事業等で取得する用地(道路、公園、農業施設用地等)の創設あり ・該当なし	5 3.33 1.66 0	
	(2)営農上の緊急性 (5点)	・7項目以上該当 ・5～6項目該当 ・3～4項目該当 ・1～2項目該当 ・該当項目なし	5 3.75 2.5 1.25 0	①耕作道が幅員不足、②畦畔が低く排水管理が出来ない、③排水機能の不備により塩田化、④排水路が断面不足、⑤用水の漏水あり、⑥用水確保が不安定、⑦施設の維持管理費が増加傾向、⑧耕作放棄地が増加傾向、⑨その他の支障
	(3)耕作放棄地率 (10点)	・5%以上 ・3%以上～5%未満 ・1%以上～3%未満 ・1%未満	10 7.5 5 2.5	
効 率 性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (10点)	・1.09以上 ・1.06～1.08 ・1.03～1.05 ・1.00～1.02 ・1.00未満	10 7.5 5 2.5 0	
	(2)10aあたり事業費 (10点)	・1,900千円未満 ・1,900千円以上～2,150千円未満 ・2,150千円以上～2,400千円未満 ・2,400千円以上～2,650千円未満 ・2,650千円以上	10 8 6 4 2	
熟 度 (20点)	(1)同意率 (10点)	・99%以上 ・94%以上～99%未満 ・91%以上～94%未満 ・2/3以上～91%未満 ・2/3未満	10 7.5 5 2.5 0	
	(2)推進組織の活動状況 (5点)	・非常に積極的 ・積極的 ・普通 ・劣る ・大いに劣る	5 3.75 2.5 1.25 0	別紙「農業農村整備事業に係る評価指標の具体的な評価区分」参照
	(3)市町村の支援体制 (5点)	・非常に積極的 ・積極的 ・普通 ・劣る ・大いに劣る	5 3.75 2.5 1.25 0	別紙「農業農村整備事業に係る評価指標の具体的な評価区分」参照
計(100点)				

備考 ・区分の変更 ・改正部分は下線の部分

改正前							
別記1 関連							
公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点 <span style="float: right;">農林水産部(治山)</span>							
対象事業	【山地災害の復旧及び予防】 ・復旧治山事業 ・緊急予防治山事業 ・山地災害重点地域総合対策事業 ・ <b>緊急総合治山事業</b> ・流水防止総合対策事業 ・予防治山事業 ・地域防災対策総合治山事業 ・県単治山事業(崩壊地復旧) ・ <b>山地災害総合減災対策治山事業</b> ・森林土不効率化等技術開発事業 ・機能強化・老朽化対策事業 ・林地荒廃防止事業						
評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考			
必 要 性 (20点)	(1)保全対象 ①人家戸数 (8点)	・20戸以上	8				
		・10戸～19戸	6				
		・5戸～9戸	4				
		・1戸～4戸	2				
	②公共施設 (4点)	・2箇所以上 ・1箇所	4 2				
	③道路等 (4点)	・国道、県道、鉄道 ・市町村道 ・その他道路	4 2 1				
	④河川 (4点)	・1級河川 ・2級河川 ・その他河川	4 2 1				
重 要 性 (10点)	(1)災害履歴 (5点)	・著しい ・あり	5 3				
	(2)他事業等との連携 (5点)	・あり	5				
緊 急 性 (40点)	主に山腹工事の場合	(1)山腹崩壊危険度 ①山腹の状況 (16点)	・明瞭な亀裂、陥没、異常な地下水等あり ・亀裂、陥没等あり	16 12	山腹崩壊危険度 ①～⑤の合計点 で判定		
		②森林の状況 (6点)	・無立木地 ・幼・老齢林、疎林 ・その他	6 4 2			
		③斜面の傾斜 (6点)	・30度以上 ・25度～29度	6 4 2			
		④断層等の有無 (6点)	・活断層 ・断層あり	6 4			
		⑤落石の危険性 (6点)	・著しい ・あり	6 4			
		主に溪間工事の場合	(1)崩壊土砂流出危険度 ①山腹崩壊危険度評点 (16点)	・20点以上 (A) ・12点～19点(B) ・12点未満 (C)		16 12 8	
	②荒廃発生源直下の渓床勾配 (8点)		・14度以上 ・9度～13度 ・9度未満	8 6 4			
	③平均渓床勾配 (8点)		・11度以上 ・5度～10度 ・5度未満	8 6 4			
	④溪流の荒廃 (8点)		・著しい ・あり	8 6			
	効 率 性 (30点)	(1)経済性 ・費用便益比(B/C) (20点)	・5以上 ・3以上～5未満 ・1以上～3未満	20 15 10			
		(2)早期効果度 ・工事期間 (10点)	・事業年数が5年以下 ・事業年数が6年から10年 ・事業年数が10年以上	10 5 0			
		計(100点)					

改正後							
別記1 関連							
公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点 <span style="float: right;">農林水産部(治山)</span>							
対象事業	【山地災害の復旧及び予防】 ・復旧治山事業 ・緊急予防治山事業 ・山地災害重点地域総合対策事業 ・ <b>削除</b> ・流水防止総合対策事業 ・予防治山事業 ・地域防災対策総合治山事業 ・県単治山事業(崩壊地復旧) ・ <b>山地防災力強化総合対策事業</b> ・森林土不効率化等技術開発事業 ・機能強化・老朽化対策事業 ・林地荒廃防止事業						
評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考			
必 要 性 (20点)	(1)保全対象 ①人家戸数 (8点)	・20戸以上	8				
		・10戸～19戸	6				
		・5戸～9戸	4				
		・1戸～4戸	2				
	②公共施設 (4点)	・2箇所以上 ・1箇所	4 2				
	③道路等 (4点)	・国道、県道、鉄道 ・市町村道 ・その他道路	4 2 1				
	④河川 (4点)	・1級河川 ・2級河川 ・その他河川	4 2 1				
重 要 性 (10点)	(1)災害履歴 (5点)	・著しい ・あり	5 3				
	(2)他事業等との連携 (5点)	・あり	5				
緊 急 性 (40点)	主に山腹工事の場合	(1)山腹崩壊危険度 ①山腹の状況 (16点)	・明瞭な亀裂、陥没、異常な地下水等あり ・亀裂、陥没等あり	16 12	山腹崩壊危険度 ①～⑤の合計点 で判定		
		②森林の状況 (6点)	・無立木地 ・幼・老齢林、疎林 ・その他	6 4 2			
		③斜面の傾斜 (6点)	・30度以上 ・25度～29度	6 4 2			
		④断層等の有無 (6点)	・活断層 ・断層あり	6 4			
		⑤落石の危険性 (6点)	・著しい ・あり	6 4			
		主に溪間工事の場合	(1)崩壊土砂流出危険度 ①山腹崩壊危険度評点 (16点)	・20点以上 (A) ・12点～19点(B) ・12点未満 (C)		16 12 8	
	②荒廃発生源直下の渓床勾配 (8点)		・14度以上 ・9度～13度 ・9度未満	8 6 4			
	③平均渓床勾配 (8点)		・11度以上 ・5度～10度 ・5度未満	8 6 4			
	④溪流の荒廃 (8点)		・著しい ・あり	8 6			
	効 率 性 (30点)	(1)経済性 ・費用便益比(B/C) (20点)	・5以上 ・3以上～5未満 ・1以上～3未満	20 15 10			
		(2)早期効果度 ・工事期間 (10点)	・事業年数が5年以下 ・事業年数が6年から10年 ・事業年数が10年以上	10 5 0			
		計(100点)					

備考 ・事業の改称及び削除 ・改正部分は下線の部分

改正前				
別表1 公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点 農林水産部(治山)				
対象事業	【地すべり性災害の復旧及び予防】 ・地すべり防止事業 <del>・緊急総合地すべり防止事業</del> ・【山地災害の復旧及び予防】の中で地すべり性のもの			
評価項目	評価指標	区分	配点	備考
必要性 (20点)	(1)保全対象 ①人家戸数 (8点)	・20戸以上	8	
		・10戸～19戸	6	
		・5戸～9戸	4	
		・1戸～4戸	2	
	②公共施設 (4点)	・2箇所以上 ・1箇所	4 2	
	③道路等 (4点)	・国道、県道、鉄道 ・市町村道 ・その他道路	4 2 1	
	④河川 (4点)	・1級河川 ・2級河川 ・その他河川	4 2 1	
重要性 (10点)	(1)災害履歴 (5点)	・著しい	5	
		・あり	3	
	(2)他事業等との連携 (5点)	・あり	5	
緊急性 (40点)	(1)地すべり危険度 ①滑落崖、亀裂、陥没または隆起 (6点)	・3種類あり	6	
		・2種類あり	4	
		・1種類あり	2	
	②沼地、湿地、異常な地下水の湧出 (6点)	・3種類あり	6	
		・2種類あり	4	
		・1種類あり	2	
	③森林の状況(立木の傾斜等の異常) (6点)	・著しい	6	
		・あり	4	
	④地層の走行 (2点)	・流れ盤	2	
	⑤岩盤の風化等の状況 (6点)	・著しい	6	
・あり		4		
⑥断層等の有無 (4点)	・破砕帯あり	4		
	・断層あり	2		
⑦表層土の土質 (4点)	・粘性土	4		
⑧地すべり活動 (6点)	・移動している	6		
	・過去に移動した	4		
効率性 (30点)	(1)経済性 ・費用便益比(B/C) (20点)	・5以上	20	
		・3以上～5未満	15	
		・1以上～3未満	10	
	(2)早期効果度 ・工事期間 (10点)	・事業年数が5年以下	10	
・事業年数が6年から10年		5		
・事業年数が10年以上		0		
計(100点)				

改正後				
別表1 公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点 農林水産部(治山)				
対象事業	【地すべり性災害の復旧及び予防】 ・地すべり防止事業 <del>(削除)</del> ・【山地災害の復旧及び予防】の中で地すべり性のもの			
評価項目	評価指標	区分	配点	備考
必要性 (20点)	(1)保全対象 ①人家戸数 (8点)	・20戸以上	8	
		・10戸～19戸	6	
		・5戸～9戸	4	
		・1戸～4戸	2	
	②公共施設 (4点)	・2箇所以上 ・1箇所	4 2	
	③道路等 (4点)	・国道、県道、鉄道 ・市町村道 ・その他道路	4 2 1	
	④河川 (4点)	・1級河川 ・2級河川 ・その他河川	4 2 1	
重要性 (10点)	(1)災害履歴 (5点)	・著しい	5	
		・あり	3	
	(2)他事業等との連携 (5点)	・あり	5	
緊急性 (40点)	(1)地すべり危険度 ①滑落崖、亀裂、陥没または隆起 (6点)	・3種類あり	6	
		・2種類あり	4	
		・1種類あり	2	
	②沼地、湿地、異常な地下水の湧出 (6点)	・3種類あり	6	
		・2種類あり	4	
		・1種類あり	2	
	③森林の状況(立木の傾斜等の異常) (6点)	・著しい	6	
		・あり	4	
	④地層の走行 (2点)	・流れ盤	2	
	⑤岩盤の風化等の状況 (6点)	・著しい	6	
・あり		4		
⑥断層等の有無 (4点)	・破砕帯あり	4		
	・断層あり	2		
⑦表層土の土質 (4点)	・粘性土	4		
⑧地すべり活動 (6点)	・移動している	6		
	・過去に移動した	4		
効率性 (30点)	(1)経済性 ・費用便益比(B/C) (20点)	・5以上	20	
		・3以上～5未満	15	
		・1以上～3未満	10	
	(2)早期効果度 ・工事期間 (10点)	・事業年数が5年以下	10	
・事業年数が6年から10年		5		
・事業年数が10年以上		0		
計(100点)				

備考 ・事業の削除 ・改正部分は下線の部分

改正前				
別表1 公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点 農林水産部(治山)				
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災林造成事業</li> <li>・<del>保安林緊急改良事業</del></li> <li>・<del>保安林改良事業</del></li> <li>・共生保安林整備事業</li> </ul>			
評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考
必 要 性 (30点)	(1)保全対象 ①人家戸数 (8点)	・20戸以上	8	
		・10戸～19戸	6	
		・5戸～ 9戸	4	
		・1戸～4戸	2	
	②公共施設 (4点)	・2箇所以上	4	
		・1箇所	2	
	③道路等 (4点)	・国道、県道、鉄道	4	
		・市町村道	2	
		・その他道路	1	
	④河川 (4点)	・1級河川	4	
・2級河川		2		
・その他河川		1		
(2)親水施設 (4点)	・あり(2事業以上)	4		
	・あり	2		
(3)防災対策等効果(避難施設、防火施設) (6点)	・効果大	6		
	・あり	4		
重 要 性 (10点)	(1)災害履歴 (4点)	・著しい	4	
		・あり	2	
(2)他事業等との連携 (6点)	・あり	6		
	緊 急 性 (30点)	(1)事業区域内の要整備森林の比率 (9点)	・30%以上	9
・20%～29%			6	
・10%～19%			4	
(2)利用者の範囲(30km圏内人口) (12点)		・30万人以上	12	
		・20万人以上～30万人未満	9	
		・10万人以上～20万人未満	6	
(3)周辺部の公共施設等 (9点)	・2箇所以上	9		
	・1箇所	6		
効 率 性 (30点)	(1)経済性 ・費用便益比(B/C) (20点)	・5以上	20	
		・3以上～5未満	15	
		・1以上～3未満	10	
	(2)早期効果度 ・工事期間 (10点)	・事業年数が5年以下	10	
・事業年数が6年から10年		5		
・事業年数が10年以上	0			
計(100点)				

改正後				
別表1 公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点 農林水産部(治山)				
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災林造成事業</li> <li>・<del>保安林総合改良事業</del></li> <li>・共生保安林整備事業</li> </ul>			
評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考
必 要 性 (30点)	(1)保全対象 ①人家戸数 (8点)	・20戸以上	8	
		・10戸～19戸	6	
		・5戸～ 9戸	4	
		・1戸～4戸	2	
	②公共施設 (4点)	・2箇所以上	4	
		・1箇所	2	
	③道路等 (4点)	・国道、県道、鉄道	4	
		・市町村道	2	
		・その他道路	1	
	④河川 (4点)	・1級河川	4	
・2級河川		2		
・その他河川		1		
(2)親水施設 (4点)	・あり(2事業以上)	4		
	・あり	2		
(3)防災対策等効果(避難施設、防火施設) (6点)	・効果大	6		
	・あり	4		
重 要 性 (10点)	(1)災害履歴 (4点)	・著しい	4	
		・あり	2	
(2)他事業等との連携 (6点)	・あり	6		
	緊 急 性 (30点)	(1)事業区域内の要整備森林の比率 (9点)	・30%以上	9
・20%～29%			6	
・10%～19%			4	
(2)利用者の範囲(30km圏内人口) (12点)		・30万人以上	12	
		・20万人以上～30万人未満	9	
		・10万人以上～20万人未満	6	
(3)周辺部の公共施設等 (9点)	・2箇所以上	9		
	・1箇所	6		
効 率 性 (30点)	(1)経済性 ・費用便益比(B/C) (20点)	・5以上	20	
		・3以上～5未満	15	
		・1以上～3未満	10	
	(2)早期効果度 ・工事期間 (10点)	・事業年数が5年以下	10	
・事業年数が6年から10年		5		
・事業年数が10年以上	0			
計(100点)				

備考 ・事業の統合 ・改正部分は下線の部分

改正前

別表1

公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点

県土整備部(道路)

対象事業	・地域連携道路整備事業(ネットワーク形成型)		配点	備考
評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考
必 要 性 (30点)	(1)車道等幅員 (5点)	・現況幅員<規定値-2m	5	・車道等幅員は、車道+路肩幅員とする ・規定値は、道路構造令による。
		・現況幅員<規定値-1m	4	
		・現況幅員<規定値 ・現況幅員≧規定値	3 0	
	(2)曲線半径 (5点)	・現況半径<-10km/h縮小値	5	・曲線半径は最小曲線半径とする。 ・縮小値、規定値は道路構造令による。
		・現況半径<-10km/h規定値	4	
		・現況半径<規定値 ・現況半径≧規定値	3 0	
	(3)縦断勾配 (5点)	・現況勾配>-10km/h特例値	5	・勾配は最急縦断勾配とする。 ・規定値、特例値は道路構造令による。
		・現況勾配>-10km/h規定値	4	
		・現況勾配>規定値 ・現況勾配≦規定値	3 0	
	(4)歩道設置の必要性 (3点)	下記項目に、 ・1項目以上該当 ・該当なし ・周辺に駅、商業施設、公共施設など人の集まる施設がある ・人家連担地区である ・通園・通学路に指定または指定の見込みがある ・将来の開発計画がある ・前後区間の歩道設置状況から歩道の連続性の確保が必要である		3 0
(5)混雑度 (2点)	・現況混雑度≧1.0 ・現況混雑度<1.0		2 0	道路交通センサス
(6)定時性 (2点)	・10km/h以上	2	・定時性は、道路交通センサスまたは実測の旅行速度(秋)→旅行速度(冬)により求める。	
	・5km/h以上10km/h未満	1		
	・5km/h未満	0		
(7)事故率 (3点)	・50件/億台*以上 ・履歴あり ・履歴なし		3 1 0	・過去3か年の人身事故を対象とする
(8)過疎地域等の振興 (5点)	・過疎市町村かつ山村振興地域	5		
	・準過疎市町村かつ山村振興地域	4		
	・過疎市町村	3		
	・準過疎市町村または山村振興地域	2		
	・上記以外の地域	0		
重 要 性 (30点)	(1)ネットワークの位置付け (15点)	・ <b>地域高規格道路、高規格幹線道路と一体となった道路、重要物流道路、代替・補充路</b>	15	・緊急輸送道路、広域振興圏連絡道路 ・広域振興圏内主要都市連絡道路 ・広域振興圏内主要都市へのアクセス、広域振興圏内主要都市周辺環状道路、市町村合併支援道路、上記以外
		・緊急輸送道路、広域振興圏連絡道路	12	
・広域振興圏内主要都市連絡道路		9		
(2)産業振興、生活支援 (15点)	下記項目に ・4項目以上該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当、該当なし 産業振興 ・物流支援・農業支援・林業支援・水産業支援 ・製造業支援・観光支援 生活支援 ・救急医療アクセス向上・公共施設アクセス向上 ・交通拠点アクセス向上・通園通学路の安全性向上 ・地域の合意に基づくローカルスタンダード整備 ・峠道などの冬の安全性・走行性確保 ・県際道路		15 12 9 0	
	・救急医療アクセス向上・公共施設アクセス向上 ・交通拠点アクセス向上・通園通学路の安全性向上 ・地域の合意に基づくローカルスタンダード整備 ・峠道などの冬の安全性・走行性確保 ・県際道路		15 12 9 0	
緊 急 性 (15点)	(1)関連事業の有無 (5点)	・あり	5	
		・なし	0	
	(2)冠水区間、主要渋滞ポイント、老朽橋、交通不能区間、通行危険箇所等 (5点)	・あり	5	・通行危険箇所とは、落石対策・震災対策・交通障害箇所(道路規格の不連続・建築限界不足など)とする。
・なし		0		
(3)10km以内に迂回道路 (5点)	・なし ・あり		5 0	
効 率 性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (20点)	・3.0≦B/C	20	・計測可能な便益項目(※)のみのB/C
		・1.5≦B/C<3.0	18	
		・1.0≦B/C<1.5	15	
		・0.6≦B/C<1.0	7	
		・B/C<0.6	0	
熟 度 (5点)	(1)用地取得の進捗状況 (3点)	・60%以上	3	・用地費ベース
		・30%以上60%未満	2	
	・0を超過30%未満	1		
	・0%	0		
(2)地元要望 (2点)	・あり	2		
	・なし	0		
計(100点)				

改正後

別表1

公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点

県土整備部(道路)

対象事業	・地域連携道路整備事業(ネットワーク形成型)		配点	備考
評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考
必 要 性 (30点)	(1)車道等幅員 (5点)	・現況幅員<規定値-2m	5	・車道等幅員は、車道+路肩幅員とする ・規定値は、道路構造令による。
		・現況幅員<規定値-1m	4	
		・現況幅員<規定値 ・現況幅員≧規定値	3 0	
	(2)曲線半径 (5点)	・現況半径<-10km/h縮小値	5	・曲線半径は最小曲線半径とする。 ・縮小値、規定値は道路構造令による。
		・現況半径<-10km/h規定値	4	
		・現況半径<規定値 ・現況半径≧規定値	3 0	
	(3)縦断勾配 (5点)	・現況勾配>-10km/h特例値	5	・勾配は最急縦断勾配とする。 ・規定値、特例値は道路構造令による。
		・現況勾配>-10km/h規定値	4	
		・現況勾配>規定値 ・現況勾配≧規定値	3 0	
	(4)歩道設置の必要性 (3点)	下記項目に、 ・1項目以上該当 ・該当なし ・周辺に駅、商業施設、公共施設など人の集まる施設がある ・人家連担地区である ・通園・通学路に指定または指定の見込みがある ・将来の開発計画がある ・前後区間の歩道設置状況から歩道の連続性の確保が必要である		3 0
(5)混雑度 (2点)	・現況混雑度≧1.0 ・現況混雑度<1.0		2 0	道路交通センサス
(6)定時性 (2点)	・10km/h以上	2	・定時性は、道路交通センサスまたは実測の旅行速度(秋)→旅行速度(冬)により求める。	
	・5km/h以上10km/h未満	1		
	・5km/h未満	0		
(7)事故率 (3点)	・50件/億台*以上 ・履歴あり ・履歴なし		3 1 0	・過去3か年の人身事故を対象とする
(8)過疎地域等の振興 (5点)	・過疎市町村かつ山村振興地域	5		
	・準過疎市町村かつ山村振興地域	4		
	・過疎市町村	3		
	・準過疎市町村または山村振興地域	2		
	・上記以外の地域	0		
重 要 性 (30点)	(1)ネットワークの位置付け (15点)	・ <b>高規格道路、一般広域道路、重要物流道路、代替・補充路</b>	15	・緊急輸送道路、広域振興圏連絡道路 ・広域振興圏内主要都市連絡道路 ・広域振興圏内主要都市へのアクセス、広域振興圏内主要都市周辺環状道路、市町村合併支援道路、上記以外
		・緊急輸送道路、広域振興圏連絡道路	12	
・広域振興圏内主要都市連絡道路		9		
(2)産業振興、生活支援 (15点)	下記項目に ・4項目以上該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当、該当なし 産業振興 ・物流支援・農業支援・林業支援・水産業支援 ・製造業支援・観光支援 生活支援 ・救急医療アクセス向上・公共施設アクセス向上 ・交通拠点アクセス向上・通園通学路の安全性向上 ・地域の合意に基づくローカルスタンダード整備 ・峠道などの冬の安全性・走行性確保 ・県際道路		15 12 9 0	
	・救急医療アクセス向上・公共施設アクセス向上 ・交通拠点アクセス向上・通園通学路の安全性向上 ・地域の合意に基づくローカルスタンダード整備 ・峠道などの冬の安全性・走行性確保 ・県際道路		15 12 9 0	
緊 急 性 (15点)	(1)関連事業の有無 (5点)	・あり	5	
		・なし	0	
	(2)冠水区間、主要渋滞ポイント、老朽橋、交通不能区間、通行危険箇所等 (5点)	・あり	5	・通行危険箇所とは、落石対策・震災対策・交通障害箇所(道路規格の不連続・建築限界不足など)とする。
・なし		0		
(3)10km以内に迂回道路 (5点)	・なし ・あり		5 0	
効 率 性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (20点)	・3.0≦B/C	20	・計測可能な便益項目(※)のみのB/C
		・1.5≦B/C<3.0	18	
		・1.0≦B/C<1.5	15	
		・0.6≦B/C<1.0	7	
		・B/C<0.6	0	
熟 度 (5点)	(1)用地取得の進捗状況 (3点)	・60%以上	3	・用地費ベース
		・30%以上60%未満	2	
	・0を超過30%未満	1		
	・0%	0		
(2)地元要望 (2点)	・あり	2		
	・なし	0		
計(100点)				

備考 ・区分の変更 ・改正部分は下線の部分

改正前

別表1

公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点

県土整備部(道路)

対象事業	評価項目	評価指標	区分	配点	備考	
対象事業 ・地域連携道路整備事業(地域密着型) ・地域道路整備事業(地域密着型)	必要性 (30点)	(1)車道等幅員 (5点)	・現況幅員<規定値-2m	5	・車道等幅員は、車道+路肩幅員とする ・規定値は、道路構造令による。	
			・現況幅員<規定値-1m	4		
			・現況幅員<規定値 ・現況幅員≧規定値	3 0		
		(2)曲線半径 (5点)	・現況半径<10km/h縮小値	5	・曲線半径は最小曲線半径とする。 ・縮小値、規定値は道路構造令による。	
			・現況半径<-10km/h規定値	4		
			・現況半径<規定値 ・現況半径≧規定値	3 0		
		(3)縦断勾配 (5点)	・現況勾配>-10km/h特例値	5	・勾配は最急縦断勾配とする。 ・規定値、特例値は道路構造令による。	
			・現況勾配>-10km/h規定値	4		
			・現況勾配>規定値 ・現況勾配≧規定値	3 0		
		(4)歩道設置の必要性 (3点)	下記項目に、 ・1項目以上該当 ・該当なし  ・周辺に駅、商業施設、公共施設など人の集まる施設がある ・人家連担地区である ・通園・通学路に指定または指定の見込みがある ・将来の開発計画がある ・前後区間の歩道設置状況から歩道の連続性の確保が必要である	3	0	
0						
0						
(5)混雑度 (2点)	・現況混雑度≧1.0	2	道路交通センサス			
	・現況混雑度<1.0	0				
	0					
(6)定時性 (2点)	・10km/h以上	2	・定時性は、道路交通センサスまたは実測の旅行速度(秋)→旅行速度(冬)により求める。			
	・5km/h以上10km/h未満	1				
	・5km/h未満	0				
(7)事故率 (3点)	・50件/億台 <sup>年</sup> 以上	3	・過去3か年の人身事故を対象とする			
	・履歴あり	1				
	・履歴なし	0				
(8)過疎地域等の振興 (5点)	・過疎市町村かつ山村振興地域	5				
	・準過疎市町村かつ山村振興地域	4				
	・過疎市町村	3				
	・準過疎市町村または山村振興地域	2				
	・上記以外の地域	0				
重要性 (20点)	(1)ネットワークの位置付け (5点)	・ <u>高規格幹線道路と一体となった道路、広域振興圏間連絡道路、重要物流道路、代替・補充路</u>	5			
		・緊急輸送道路、広域振興圏間主要都市連絡道路	4			
		・広域振興圏内主要都市へのアクセス、広域振興圏内主要都市周辺環状道路、市町村合併支援道路	3			
		・上記以外	2			
		0				
(2)産業振興、生活支援 (15点)	下記項目に ・4項目以上該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当、該当無し  産業振興 ・物流支援・農業支援・林業支援・水産業支援 ・製造業支援・観光支援  生活支援 ・救急医療アクセス向上・公共施設アクセス向上 ・交通拠点アクセス向上・通園通学路の安全性向上 ・地域の合意に基づくローカルスタンダード整備 ・峠道などの冬の安全性・走行性確保 ・県際道路	15				
		12				
		9				
		0				
		0				
緊急性 (15点)	(1)関連事業の有無 (5点)	・あり	5			
		・なし	0			
		(2)冠水区間、主要渋滞ポイント、老朽橋、交通不能区間、通行危険箇所等(5点)	・あり		5	・通行危険箇所とは、落石対策・震災対策・交通障害箇所(道路規格の不連続・建築限界不足など)とする。
			・なし		0	
			0			
(3)部分供用の有無 (2点)	・あり	2				
	・なし	0				
	0					
(4)10km以内に迂回道路 (3点)	・なし	3				
	・あり	0				
効率性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (20点)	・3.0≦B/C	20	・計測可能な便益項目(※)のみのB/C		
		・1.5≦B/C<3.0	18			
		・1.0≦B/C<1.5	15			
		・0.6≦B/C<1.0	7			
		・B/C<0.6	0			
熟度 (15点)	(1)用地取得の進捗状況 (3点)	・60%以上	3	・用地費ベース		
		・30%以上60%未満	2			
		・0%を超え30%未満	1			
		・0%	0			
		0				
(2)地元要望 (12点)	・あり	12				
	・なし	0				
計(100点)						

改正後

別表1

公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点

県土整備部(道路)

対象事業	評価項目	評価指標	区分	配点	備考	
対象事業 ・地域連携道路整備事業(地域密着型) ・地域道路整備事業(地域密着型)	必要性 (30点)	(1)車道等幅員 (5点)	・現況幅員<規定値-2m	5	・車道等幅員は、車道+路肩幅員とする ・規定値は、道路構造令による。	
			・現況幅員<規定値-1m	4		
			・現況幅員<規定値 ・現況幅員≧規定値	3 0		
		(2)曲線半径 (5点)	・現況半径<10km/h縮小値	5	・曲線半径は最小曲線半径とする。 ・縮小値、規定値は道路構造令による。	
			・現況半径<-10km/h規定値	4		
			・現況半径<規定値 ・現況半径≧規定値	3 0		
		(3)縦断勾配 (5点)	・現況勾配>-10km/h特例値	5	・勾配は最急縦断勾配とする。 ・規定値、特例値は道路構造令による。	
			・現況勾配>-10km/h規定値	4		
			・現況勾配>規定値 ・現況勾配≧規定値	3 0		
		(4)歩道設置の必要性 (3点)	下記項目に、 ・1項目以上該当 ・該当なし  ・周辺に駅、商業施設、公共施設など人の集まる施設がある ・人家連担地区である ・通園・通学路に指定または指定の見込みがある ・将来の開発計画がある ・前後区間の歩道設置状況から歩道の連続性の確保が必要である	3	0	
0						
0						
(5)混雑度 (2点)	・現況混雑度≧1.0	2	道路交通センサス			
	・現況混雑度<1.0	0				
	0					
(6)定時性 (2点)	・10km/h以上	2	・定時性は、道路交通センサスまたは実測の旅行速度(秋)→旅行速度(冬)により求める。			
	・5km/h以上10km/h未満	1				
	・5km/h未満	0				
(7)事故率 (3点)	・50件/億台 <sup>年</sup> 以上	3	・過去3か年の人身事故を対象とする			
	・履歴あり	1				
	・履歴なし	0				
(8)過疎地域等の振興 (5点)	・過疎市町村かつ山村振興地域	5				
	・準過疎市町村かつ山村振興地域	4				
	・過疎市町村	3				
	・準過疎市町村または山村振興地域	2				
	・上記以外の地域	0				
重要性 (20点)	(1)ネットワークの位置付け (5点)	・ <u>高規格道路、一般広域道路、重要物流道路、代替・補充路</u>	5			
		・緊急輸送道路、広域振興圏内主要都市連絡道路	4			
		・広域振興圏内主要都市へのアクセス、広域振興圏内主要都市周辺環状道路、市町村合併支援道路	3			
		・上記以外	2			
		0				
(2)産業振興、生活支援 (15点)	下記項目に ・4項目以上該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当、該当無し  産業振興 ・物流支援・農業支援・林業支援・水産業支援 ・製造業支援・観光支援  生活支援 ・救急医療アクセス向上・公共施設アクセス向上 ・交通拠点アクセス向上・通園通学路の安全性向上 ・地域の合意に基づくローカルスタンダード整備 ・峠道などの冬の安全性・走行性確保 ・県際道路	15				
		12				
		9				
		0				
		0				
緊急性 (15点)	(1)関連事業の有無 (5点)	・あり	5			
		・なし	0			
		(2)冠水区間、主要渋滞ポイント、老朽橋、交通不能区間、通行危険箇所等(5点)	・あり		5	・通行危険箇所とは、落石対策・震災対策・交通障害箇所(道路規格の不連続・建築限界不足など)とする。
			・なし		0	
			0			
(3)部分供用の有無 (2点)	・あり	2				
	・なし	0				
	0					
(4)10km以内に迂回道路 (3点)	・なし	3				
	・あり	0				
効率性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (20点)	・3.0≦B/C	20	・計測可能な便益項目(※)のみのB/C		
		・1.5≦B/C<3.0	18			
		・1.0≦B/C<1.5	15			
		・0.6≦B/C<1.0	7			
		・B/C<0.6	0			
熟度 (15点)	(1)用地取得の進捗状況 (3点)	・60%以上	3	・用地費ベース		
		・30%以上60%未満	2			
		・0%を超え30%未満	1			
		・0%	0			
		0				
(2)地元要望 (12点)	・あり	12				
	・なし	0				
計(100点)						

備考 ・区分の変更 ・改正部分は下線の部分



公共事業評価の答申への対応方針について

令和4年9月9日に岩手県政策評価委員会から答申のあった9事業地区について、県の対応方針を9月30日に以下のとおり決定し、公表しました。

農林水産部

公共事業の再評価の答申への対応方針

内 容	対応方針
<p>令和4年6月9日付け政第46号で諮問のあった公共事業の再評価について、次のとおり答申します。</p> <p>記</p> <p>事業名 中山間地域総合整備事業（生産基盤）市野々地区（一関市）</p> <p>審議結果 「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。</p> <p>なお、今後の事業実施にあたっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現に努める。</p>
<p>事業名 農道整備事業 上野2期地区（一戸町）</p> <p>審議結果 「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。</p> <p>なお、今後の事業実施にあたっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現に努める。</p>
<p>事業名 林道事業 八木玉川線（洋野町）</p> <p>審議結果 「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。</p> <p>なお、今後の事業実施にあたっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現に努める。</p>
<p>事業名 林道整備事業 甫嶺線（大船渡市）</p> <p>審議結果 「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。</p> <p>なお、今後の事業実施にあたっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現に努める。</p>
<p>事業名 林道整備事業 安孫・平糠線（一戸町・葛巻町）</p> <p>審議結果 「要検討（事業継続）」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。</p> <p>なお、今後の事業実施にあたっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現に努める。</p>
<p>事業名 林道整備事業 鈴峠2号線（葛巻町）</p> <p>審議結果 「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。</p> <p>なお、今後の事業実施にあたっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現に努める。</p>
<p>事業名 林道整備事業 渋梨一ノ渡線（大槌町）</p> <p>審議結果 「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。</p> <p>なお、今後の事業実施にあたっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現に努める。</p>

**県土整備部**

**公共事業の再評価の答申への対応方針**

内 容		対応方針
事業名	地域連携道路整備事業（地域密着型）一般 県道北上和賀線小田中（北上市）	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。</p> <p>なお、今後の事業実施にあたっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現に努める。</p>
審議結果	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。	
事業名	地域連携道路整備事業（地域密着型）一般 県道普代小屋瀬線松林～坂本（岩泉町）	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。</p> <p>なお、今後の事業実施にあたっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現に努める。</p>
審議結果	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。	

令和4年12月23日に岩手県政策評価委員会から答申のあった1事業地区について、県の対応方針を令和5年1月23日に以下のとおり決定し、公表しました。

**県土整備部**

**公共事業の再評価の答申への対応方針**

内 容		対応方針
<p>令和4年11月29日付け政第125号で諮問のあった公共事業の再評価について、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続休止する。</p> <p>なお、付帯意見を踏まえ、事業再開に向けて、土地取得に係る交渉事例について情報収集を行い、盛岡市との連携を強化しながら交渉を継続する。</p>
事業名	急傾斜地崩壊対策事業 下米内2丁目（盛岡市）	
審議結果	<p>「要検討（休止）」とした県の評価は妥当と認められる。ただし、次の意見を付す。</p> <p>事業再開に向けて、土地所有者の一層の理解促進を図るための手法を検討すること。</p>	